

日英修好通商条約

安政五年（一八五八）七月一八日締結

調印者 水野忠徳

永井尚志

井上清直

堀利熙

岩瀬忠震

津田正路

英吉利國條約並税則 全

帝國大日本大君と大貌利太泥亜および意而蘭土の女王と永く親睦の意を堅くし且其各臣民貿易を交通を容易にせん事を欲して此平和懇親および貿易の条約におよはん事を決し日本大君は水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎に此事を任し貌利太泥亜および意而蘭土の女王八日本に越たるエルヂンマンキンカルチンに命じ双方委任の書を照應して下文の條々を合議決定す

第一條

日本大君と貌利太泥亜および意而蘭土の女王其親族并世々と其互の所領臣民の間に永久の平和懇親あるへし

第二條

日本大君はロンドンに在留する政事に預る役人を任じ并に貌利太泥亜の各港の中に在留する諸取締の役人および貿易を處置する役人を任すへし其政事に預る役人および頭立たる取締の役人は故障なく貌利太泥亜の國內を旅行すへし
貌利太泥亜および意而蘭土の女王は江戸府に在留するためのチプロマーチキアгент并に此條約にて貌利太泥亜人民貿易の為に開きたる日本の各港の中に在留するコンシユル或ハコンシユライルアгентを命すへし
其チプロマーチキアгентおよびコンシユルゼネラルは故障なく日本國內を旅行すへし

第三條

神奈川長崎箱館港および町は安政六年六月二日西洋紀元千八百五十九年七月一日に貌利太泥亜臣民の為に開くへし

兵庫 午七月より凡五十二ヶ月の後より 千八百六十三年一月一日

新潟 若不都合の事あら八代りの港を日本の西海岸にて午七月より凡十六ヶ月の後より千八百六十年開くへし

前に載せし各港および町におゐて貌利太泥亜臣民居留を許すへし彼等一箇の地を賃を以借り其地にある建物を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事を許すといへとも是を建るに託して要害の場所を營むへからす此掟を随ハしむる為其建物を普請修復補する時日本役人見分する事當然たるへし

貌利太泥亜臣民その建物のため得る一箇の場所および港々の規定八各所の日本役人と貌利太泥亜コンシユルと定むへし若同意しかたき時八其事件を日本政府と貌利太泥亜チプロマチーキアゲントに示し處置せしむへし其居留場の周圍に八門櫓を設けず出入自在にすへし日本各港の場所におゐて貌利太泥亜臣民遊歩の規程左のことし

神奈川 六郷川筋を限とし其他八各方へ凡十里

箱館 各方へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里の地へ八貌利太泥亜人立入さる筈に附其方角を除き各方へ十

里且兵庫に来る船々の乗組人八猪名川より海灣迄の川筋を越へからず

都て里數八各港の奉行所又八御用所より陸路の程度なり

長崎 其町の周圍にある御料所を限とす

新潟八治定の上境界を定むべし

江戸 午七月より凡四十ヶ月の後より 千八百六十二年一月一日

大坂 同斷 凡五十二ヶ月の後より 千八百六十三年一月一日

右二ヶ所は只商賣を爲すためにのみ逗留すへし此兩町において貌利太泥亜臣民家屋を價を以て借るへき相當なる一區の場所および歩行すへき規程は追て日本役人と貌利太泥亜のチプロマチーキアゲントと定むへし

第四條

日本に在る貌利太泥亜臣民の間に起る争ハ貌利太泥亜司人の裁斷たるべし

第五條

貌利太泥亜臣民に對し悪事をなせる日本人は日本司人にて糺し日本法度に隨て罪すべし日本人或は外國の臣民に對し悪事をなせる貌利太泥亜臣民はコンシユル或は其他の官人にて糺し貌利太泥亜の法度に隨て罪すへし裁斷ハ双方において偏頗なかるべし

第六條

貌利太泥亜人日本人について訟へきことあらハコンシユル館に赴き其旨を告べしコンシユル吟味の上實意に處置すへし萬一差かゝり日本人より貌利太泥亜人に就てコンシユルへ訟

を為す事あるとも又コンシユル實意に處置すへし若コンシユル是を處置しがたき時八日本
司人へ申立俱に吟味し當然の判斷をなすへし

第七條

貌利太泥亜人日本商人に逋債ありて償ひを怠り又は奸曲ある時はコンシユルこれを裁斷し
て嚴重に償八しむへし日本商人の貌利太泥亜人に逋債あるも日本司人これを處置する八同
様たるべし

日本奉行所貌利太泥亜コンシユル八双方の國人の逋債を償うことなし

第八條

在留の貌利太泥亜人日本の賤民を雇ひ諸用事に充る事妨なし

第九條

在留の貌利太泥亜人自ら其國の宗旨を念し拜所を居留の場所に營む事障なし

第十條

外國の諸貨幣八日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし

双方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用ふる事妨なし

日本人外國の貨幣に償八されは開港の後凡一ヶ年の間各港の役所より日本の貨幣を以て貌

利太泥亜人願次第引替渡すへし鑄直しの分割八差出すに及はず

日本諸貨幣八銅錢を
除く輸出する事を得并外國の金銀八貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すへし

第十一條

貌利太泥亜海軍の為用意の品は神奈川長崎箱館の内に陸揚し庫内に納め貌利太泥亜番人守
護するもの八運上の沙汰に及はず若其品を賣拂ふ時は買得る人より規定の運上を日本役所
に納むへし

第十二條

貌利太泥亜船日本海岸にて破船又八漂着し或は危難を遁れ来る事を知ら八其所の司人是を
救ひ厚く扶助を加へて最寄のコンシユルへ送り渡すへし

第十三條

貌利太泥亜人商船日本の開たる港に来る時并に規定の租税及び逋債拂濟にて港を出る時水
先案内を雇ふ事勝手たるへし

第十四條

貌利太泥亜開たる各港に諸品物を輸入し賣拂又八買入れ輸出する事自由なるへし
制禁外の品物規定の運上納濟之上は其他の運上を拂ふ事なし

軍用の諸物日本役所の外へ賣へからず尤外國人互の取引ハ差構ある事なし
双方の國人品物を賣買する事総て障なく其拂方等に就てハ日本役人これに立合ハす諸日本
人ハ貌利太泥亜人より得たる品を賣買し或は所持する事俱に妨なし

第十五條

日本の運上所にて荷主申立の價を奸ありと察する時は運上役より相當の價を附其荷物を買
入る事を談すへし荷主若これを否む時は運上所より附たる價に従て運上を納むへし承允す
る時は其價を以て直に買上へし

第十六條

輸入の荷物定例の運上拂濟の上は日本人より國中に輸送するとモ別に運上を取立る事なし

第十七條

貌利太泥亜商船開きたる港に品物を輸入し規定の運上納濟の證書あれば再ひ其品物を他の
開きたる港に轉致し陸揚するとも重税は取立さるへし

第十八條

開きたる港の日本司人密商奸曲を妨くため相當の規則を立へし

第十九條

過料取上ものゝ類は都て日本役所に屬すへし

第二十條

此條約に添たる商法の別冊は本書同様双方の臣民互に遵守すへし
日本貴官又は委任の役人と日本に来れる貌利太泥亜國のチプロマチーキアгентと此條約
の規則并別冊の條を全備せしむる為の規律等談判を遂ぐへし

第二十一條

此條約は日本英吉利及和蘭語にて書し各翻譯は同義同意にして和蘭翻譯をもとゝ見るへし
都て貌利太泥亜のチプロマチーキアгент及コンシユライルアгентより日本司人にいた
す公事の書通は向後英語にて書すへし尤此條約調判の月日より五ヶ年の間は日本或は和蘭
の譯書を添へし

第二十二條

兩國にて條約の實地を驗し改革せん事を求むる時は其一年前に通達して再驗を為すへし
其事ハ今より凡十四年の後にあるへし

第二十三條

日本政府より向後外國の政府及び臣民に許すへき殊典ある時は貌利太泥亜政府國民へも同様の免許あるへし

第二十四條

此本書は日本より八大君の御名と奥印を署し貌利太泥亜より八女王自ら名を記し印を調し一年の内江戸に於て取替すへし右取極のため安政五年午七月十八日江戸に於て前に載たる兩國の役人など名を記し調印するもの也

水野筑後守	花押
永井玄蕃頭	同
井上信濃守	同
堀織部正	同
岩瀬肥後守	同
津田半三郎	同

税則

日本開きたる港々におゐて貌利太泥亜商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ貌利太泥亜商船入津次第第二十四時中但貌利太泥亜の四十八時に船司又は頭立たる者より日本役所へ貌利太泥亜コンシユルの請取の書附を差出すへし

此請取書は貌利太泥亜國の掟通認たる船目録其外の書類を貌利太泥亜コンシユルへ預けたる請取書なり

并に其者とも其船の差出書を出すべし

右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司或は頭立たる者の名乗來る旅人の名乗組有之節は認入る一船の乗組人數を認たるものにして書面の通相違無き旨を船司或八頭立たる者奥書いたし證據として當人の名前を認入たるものなり

同時に其船積荷の告書を役所に預くへし
右は其荷物の記號并に番附且其入目斤數等を送状に認し通に寫し荷物引受先の人々の名を記せるものなり

船中用意の品物の目録も告書へ加ふへし

但船中用意の品も書面の通相違なき旨船司又は頭立たるもの奥書し其名前を記すへし

此告書の文面相違の廉日本十二時但貌利太泥亜の二十四時の中に心付き改るにおゐて八過料の沙汰に及八す若其期限後に至り書改るか又八告書に書入れするにおゐては十五ドルルの過料を日

本役所に納むへし
積荷惣目録告書中に載たる品を陸揚するにおゐては其品二重の運上を日本役所へ納むへし
船司或は頭立たるもの入港の手数納方前書の期限後るゝ時は過料として一日怠る毎に六十
ドルラルの過料を日本役所へ納むへし

第二則

日本政府より其港内入津の船々除運をに運上方改の役人乗組まする儀當然たるへし
乗組の者ともは右役人に對し不敬無之丁寧に取扱致し船中可成丈相當の用便をなすへし
夜中八日本役所より許しなくして荷卸すへからず荷揚前船々出入口荷物仕舞置戸口ノリ口
とも夜中八日本役人錠を卸或は印封し夫々の取締をなし置くへし萬一許しなく是を開き又
は錠印封を破り品物を引出等のものは其犯せる人ことに六十ドルラルの過料を日本役所へ
取立へし
日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸しいたし或は其事を謀れる品々は次のケ條に定
たる通取押へ日本役所へ取上へし
荷物の中積荷目録に載ざる品々を取隠し置収納を減せんと仕組たるものは其品を日本役所
へ取上へし
日本の開かざる港にて密賣買をなすは勿論其仕組有之貌利太泥亜船は其品を日本役所に取
上の上犯せることに千ドルラルの過料を納むべし
修復のため入津の船々は運上なく積荷を陸揚し日本役所へ預るへしといえとも蔵鋪作事并
番人等の諸入用ハ相當の償を出すへし

若其荷物の内を賣拂ふ時は其荷物丈ハ規定の通日本役所へ運上を納むへし
積荷を同港内の他船へ移す時は日本役人見分の上事情明白に相分り免状を受る上八定の運
上なし
阿片の輸入ハ嚴禁なる故若日本に商賣に来る貌利太泥亜船阿片の量目三斤以上船中に所持
する時其餘量ハ日本司人取上へし且阿片を密商し或は其事を謀る輩ハ阿片一斤ことに十五
ドルラルの過料を日本役所へ取立べし

第三則

品物を送る荷主又は引受先のものより入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を
日本役所に出すへし
此書面は荷主又ハ引受人の名前積送りたる船の名荷物の記號番附其積荷の斤數石高每品
の代料を認め其惣々高を其書附の末に認むへし
都て此差出書附は持主又は引受人認たる偽なき價を申立る書面にて日本役所の規定にふれ
たる隠し荷物なき證據として銘々名前を記すへし
右の通積荷目録差出等の書類日本役所に差出右書附引合せ積荷用意品等取調濟迄は品物と
も日本役所の預りたるへし
日本役人右の通差出たる荷物の内或ハ惣体を定式の通改むへし
若運上役所に引上げ改る事ある時は輸入人の失費相掛す可成丈品物の損せざる様にいたし
改濟の上は素のことく取始末すへし尤取調方格外時日を費さゝるへし
荷主或は輸入人銘々持受の品改濟役所より引渡さゝる以前輸入の途中日本役所へ差出さゝる以前の事をいふ破壊損傷

の品々心附ときは當人より其段運上役所に申立其品取扱ふ職業の廉潔なるもの兩人以上出會直組いたさせ其荷物ことに損し高を歩割に記し其記號番數ともに證書に認込へし尤日本役人立合にて直組人等名を記すへし右の證札兼々持參の差出書へ添惣高の内を引落すへし尤條約第十五ヶ條の取極の通運上役所にて取扱ふ事故障あるへからず諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許状を渡すへし品物渡方は運上役所にても船中にても其者の願に任すへし輸出に極りたる荷物は船に輸送する前廣に運上役所へ船名荷物の記號番附入高斤數量目性合并に代料を記せる差出書附を出し書面の通聊偽なき由を輸出人等證據として其名前を認むへし運上役所へ差出し以前船中へ積込たる荷物并に運上役所へ差出し濟の上禁制の品を竊に荷積の内へ入有之は改の上日本役所へ取上べし船中當用の品又は乗組旅客の當用衣類等は運上役所へ差出さるへし

第四則

出港手數を願ふ船々は日本十二時^{二時四時}前に運上役所へ申立へし此期限中に右手數遅々せざる様取扱ふは勿論たるへし右手數差止る事あら八日本役人より船司又は頭立たる者并に其船荷の取引人等へ其段申渡し貌利太泥亜コンシユルに申達すへし貌利太泥亜軍艦八入港出港運上筋の手數に及はず運上役人并番兵等差構ふ事なし貌利太泥亜飛脚の為の蒸氣船は入港出港の手數を一日にいたし日本に上陸する旅客并に品々の外は告書差出し書面の手數なしといへとも何ヶ度にても入港の度毎に出港入港の手數

八いたすへし薪水食料等用意のため入港の鯨漁船或は難船八其積荷の告書を出さすといへとも若其積荷を賣拂八んと願ふ時は第一則の通定式輸入の手數をいたすへし税則并に條約書中に船と唱ふるものハシキツバルクブリツキスクーネルスループ蒸氣船等を総ていふなり

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる偽差出し積荷目録を出し并に證書に名前を記せる輩八其犯すことに百二十五ドルルの過料を日本役所に納むへし

第六則

噸税は日本開港の場所におゐて貌利太泥亜商船より取立すといへとも左の規定の通其地々々の運上役所に納むへし

壹船の入港手數二附	十五ドルル
壹船の出港手數二附	七ドルル
夫々の免状二附	壹ドルル半
場所々々健固状二附	壹ドルル半
其外の各書二附	壹ドルル半

第七則

惣て日本開港の場所へ陸揚する物品には左の運上目録に従ひ其地の運上役所に租税を納む
へし

第一類

貨幣に造りたる金銀并に造らざる金銀
當用の衣服家財并に商賣のためにせざる書籍
何れも日本居留のため来る者の所持の品に限るへし
右の品々は運上なし

第二類

凡て船の造立綱具修復或八船装のための用ゆる品々鯨漁具の類
塩漬食物の諸類
パン并にパンの粉
生たる鳥獸類
石炭

家を造るための材木米穀蒸氣の器械

木綿及び羊毛の織もの

トタン鉛錫生絹

右の品々は五分の運上を納むへし

第三類

都て蒸留或八醸し種々の製法にて造りたる一切の酒類
右は三割五分の運上を納むへし

第四類

凡て前條に擧ざる品々八何に寄らず式割の運上を納むへし
金銀貨幣棹銅の外都て日本に産し積荷として輸出する品物は五分の運上を納むへし
米并麦は日本逗留の貌利太泥亜人并に船々乗組たるもの及船中旅客食料のための用意は
與ふとも積荷として輸出する事を許さず

貌利太泥亜船にて開きたる港に持わたりし外國の穀物もし陸上けせざる時は故障なく再
ひ輸出すへし

日本産する所の銅は日本要用の餘分あれ八其時々公けの入札にて賣渡すへし

神奈川を開港の後五ヶ年に至り日本或八貌利太泥亜政府の望みにて出港入港の税則を再
議すへし

水野筑後守	花押
永井玄蕃頭	同
井上信濃守	同
堀 織部正	同
岩瀬肥後守	同
津田半三郎	同